

「庁舎のエレベーター」広告募集要項

- 1 広告媒体** 庁舎のエレベーター
- ・ 広告方法 エレベーター内壁面に設置したパネルに、ポスター広告を掲示します。庁舎にエレベーターは2台設置していますが、通常の稼働は1台のみです。それぞれのエレベーターに1枚掲示します。
 - ・ 掲載場所 エレベーター内部の壁面（別紙参照）
 - ・ 規 格 縦728mm×横515mm（B2サイズ）
 - ・ 広告枠数 2枠
 - ・ 広告料金 1枠当たり 月額20,000円。ただし、一の年度に3月以上の広告掲載を一の申し込みで行う場合は、次のとおりとする。
 - (1) 3月以上6月未満の場合 月額19,000円
 - (2) 6月以上12月未満の場合 月額18,000円
 - (3) 12月の場合 月額17,000円

2 掲載期間

広告の掲示期間は、月を単位として、最長1年間。ただし、年度を超える期間を指定することはできません。なお、庁舎の開庁時間は、平日の8時30分から17時15分です。

3 提出書類

掲載を開始する月の前月の20日までに次の書類を提出してください。

- ・ 広告申込書（様式第1号）
- ・ 町税の納付状況照会同意書（様式第2号）
- ・ 広告の原稿案
- ・ 広告掲載の決定後、指定された期日までにポスターを2部提出してください。

4 その他

本募集要項に記載されていない事項は、松前町広告事業実施規程、松前町広告掲載取扱要領に基づいて行ってください。これらに定めのない事項等に疑義が生じた場合は、町と協議のうえ、町の指示に従ってください。

5 提出・問合せ先

〒791-3192

愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地

松前町役場総務部財政課財産管理係

電話：089-908-9744

E-mail：328zaisan@town.masaki.ehime.jp

庁舎エレベーター広告設置場所

